

# 意見書

平成 25 年 8 月 9 日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 101-0051  
住所 とうきょうとちよだくかんだじんぼうちょう 東京都千代田区神田神保町 1-105  
名称 株式会社インターネットイニシアティブ  
代表取締役社長 かつえいじろう 勝 栄二郎  
連絡先

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙の通り意見を提出します。

| 頁   | 章   | 当社意見   |
|-----|-----|--|
| --- | --- | <p>「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書にて、データ接続料の算定に係る諸課題については、更なる調査・検討が必要であるとして検討ポイントの指摘に止まったことから、今回の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案にはこれらの課題に関連する改正は含まれませんでした。MVNOの更なる振興に向け、総務省においてはデータ接続料に係る諸課題の検討を速やかに進めることが望ましいと考えます。</p> <p>特に「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書にて、早期の導入に向けた検討が総務省に強く求められている、データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度の当年度化については、とりわけ喫緊の課題として調査・検討を加速するよう求めます。</p> |